

国立大学法人神戸大学契約事務取扱要領抜粋

14. 随意契約

契約事務取扱規程第 27 条第 1 項第 1 号から第 3 号を適用し随意契約を行う場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

イ 不動産の購入又は借入契約を行うとき。

ロ 本学の行為を秘密にする必要があるとき。

ハ 運送又は保管をさせるとき。

ニ 法令により価格が統一されている物件又は役務についての買入、売り払い又は役務提供契約を行うとき。

ホ 他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。

ヘ 特定の販売業者以外では販売されていないものを買入れるとき。

ト 既に調達した物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他既調達物品等に接続して使用する場合にあって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達した場合既調達物品等の使用に著しい支障を生ずるおそれがあるとき。

チ 官報、新聞等に広告等を掲載する場合で契約の相手方が特定されているとき。

リ 本学の委託に基づく研究開発の結果製造された試作品等の調達をするとき。

(2) 緊急の必要により、競争に付することができないとき。

イ 天災等により損傷等を受けた財産の補修等を緊急に行う必要があるとき。

ロ 天災等による避難住民を受け入れた場合、当該住民に支給する物資を調達するとき。

ハ 緊急に手術等を行うため医療材料等を調達するとき。

(3) 競争に付することが不利と認められるとき。

イ 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが、不利となるとき。

ロ 買入を必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売り惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあるとき。

ハ 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならぬこととなるおそれがあるとき。

ニ 関係業者が通謀して競争の公正な執行を妨げることとなるおそれがあるとき。

ホ 時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあるとき。